

令和 7 年度

社会福祉法人 富津市社会福祉協議会
事業計画

社会福祉法人 富津市社会福祉協議会

令和7年度富津市社会福祉協議会事業計画

I 基本方針

令和2年から世界中で猛威を振るった新型コロナウイルス感染症は、2類から5類に引き下げられ、社会経済だけでなく地域住民の生活や活動においても、以前の日常を取り戻しつつあります。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症が地域社会に与えた影響は大きく、生活スタイルの変化や物価高騰等により依然として経済状況に課題を抱える世帯が多くあります。

我が国では65歳以上の高齢者の割合が「人口の21%」を超えた「超高齢化社会」の加速が進んでおり、医療・福祉のあり方や現役世代の減少及び人口減少に伴う経済成長率の低迷、高齢者の生活の質の低下等の多くの課題があります。富津市においても高齢化率が令和6年4月現在「39.81%」となっており、地区によっては2人に1人が高齢者という「超高齢化社会」が加速しております。

このような中、「誰もが地域の中で安心して暮らせるまちづくり」を目指し、権利擁護の推進のために法人後見事業の体制整備や生活困窮者やコロナ特例貸付借受人に対して千葉県社会福祉協議会や生活困窮者自立支援事業所と共に寄り添った支援に取り組んでいきます。

また、令和元年房総半島台風のような自然災害等の不測の事態が生じた場合に備え、富津市と災害ボランティアセンター設置・運営等に関する協定を締結したところではありますが、災害等の非常時であっても必要な支援や福祉サービスが提供できるよう体制を整えるために事業継続計画（BCP）を整備し、安定した組織運営に取り組むために、令和7年度に全国社会福祉協議会が制定する社会福祉協議会の憲法とも言える「社会福祉協議会 基本要項2025」を参考にしながら組織の基盤強化や中長期計画の策定を行い、安心・安全な運営と地域福祉の充実・推進に努めてまいります。

II 重点事項

1 法人運営事業

法人の事業全体の管理、総合的・計画的な事業執行を行うための組織として、各係（センター）と連絡調整や組織の効率的な運営を図ります。

また、公益性、公共性の高い事業・活動を展開していくために、組織経営におけるガバナンスの強化や事業運営の透明性の向上、財務規律の強化と財政の健全化を進めていきます。

(1) 理事会、評議員会、監査会、評議員選任・解任委員会、役員及び評議員学識経験者選考委員会の開催

業務執行の決定機関である理事会、法人運営に係る重要事項の議決機関である評議員会、理事の職務執行の監査を行う監事で運営し、効果的な事業の実施を進めます。また、地域や団体から選出された理事、評議員がそれぞれの立場から本会の運営について協議をすることにより、地域の実情に即した法人運営を図ります。

- ◇理事会の開催（業務執行の決定、理事の職務執行の監督他）
- ◇評議員会の開催（予算及び事業計画の承認、決算書類及び事業報告の承認他）
- ◇監査会の開催（理事の職務執行の監査、業務及び財産状況に係る監査）
- ◇評議員選任・解任委員会の開催（評議員の選任及び解任）
- ◇役員及び評議員学識経験者選考委員会（学識経験者の選考）

(2) 会員増強の促進

本会が行う地域福祉活動についての理解を深めるため、広報活動を行い社協の福祉活動の理解の促進を図り、会員加入の増強に努めます。

- ◇広報活動 様々な媒体を活用し積極的な広報活動を行う
- ◇「福祉ふつつ」の発行
- ◇ホームページ (<http://www.futtsushakyo.jp>) を活用した情報提供
- ◇社協利用の手引きを活用した情報提供
- ◇「会費」、「愛の募金」、「赤い羽根共同募金」、「歳末たすけあい募金」の趣旨や使途についての情報を公開

(3) 各種計画の検討・作成

- ◇組織体制における中長期計画の策定

組織体制や補助金・委託金事業のあり方、人員配置に対する課題等、現在抱えている問題を明確化し、行政との協議や自主財源確保に向けた事業展開を行うために組織の発展・基盤強化を目的とする中長期計画策定を行います。

- ◇事業継続計画 (BCP) の検討・作成

自然災害、感染症など緊急事態発生時に必要な支援や福祉サービスが継続して提供できるよう体制を整えます。

- ◇岩瀬事務所の利用について検討

(4) 財政基盤の強化

- ◇福祉需要が増大している状況の中で、事業活動のための財源確保は必須です。

そのためには会費収入の安定や募金活動の強化、業務委託や人件費補助等、財源の確保を進めると共に、事業の見直しや予算の管理を強化してまいります。

- ◇公益事業の受託等、人員配置と財源確保のバランスを見ながら、最適かつ効率的な財源の確保に努めます。

(5) 組織体制の充実

- ◇多種多様な事業展開を行う中で職員体制を整備するため、人件費補助を含め行政や千葉県社会福祉協議会と協議してまいります。
- ◇慢性的な職員不足を解消するためにも、中長期計画に基づいた人員配置と人件費確保に努めます。
- ◇一人ひとりが法人職員として定款・規程・要綱に基づき、指揮命令系統の再認識や役割・責務を果たせるよう努めます。
- ◇適正人員や資格保有者の採用等、組織内人事の適正化に向け組織の見直しを進めてまいります。
- ◇産業医及びストレスチェックにより職員の心身の健康管理を実施し、職員の健康障害の防止に努めます。

(6) 職員の資質向上の研修

- ◇職員の資質向上と効率的な事務処理を図るため研修体制の強化を図ります。
- ◇各職域における基礎的・専門的職員研修への参加を促進します。
- ◇資格取得のための支援について検討し、職員が専門的スキルを身につけられる体制を整えます。

(7) 各関係機関との協力体制の強化

- ◇行政や各関係機関との協力体制を強化し、地域福祉の推進を図ります。
- ◇災害時等、非常時における支援体制の確立を図るため、各関係機関との連絡調整を図ります。

(8) 苦情解決体制の充実

- ◇市民が安心して支援を受けられるように苦情解決の体制を強化し、苦情受付担当者・苦情解決責任者等のスキルの向上に努めます。

2 地域福祉事業

現在直面している少子高齢化による課題や、生活困窮者支援をはじめとする個々の課題と地域における課題を把握し、住民がいつまでも自分らしく暮らすことができるよう、関係機関と協働し、各種事業を展開してまいります。

(1) 地域福祉事業の発展強化

- ◇地域に暮らす人々が安心して暮らすために状況に応じた福祉事業を展開します。
- ◇会員組織としての協議体機能を発揮し、関係機関・団体との連携を強化します。
- ◇地区社会福祉協議会が自立した事業展開を推進できるよう後方支援を行います。
- ◇地域課題の明確化と必要な社会資源の発掘に努めます。

(2) 高齢者・障がい者福祉事業の推進

- ◇要支援者を対象とした安否確認について行政と連携していきます。
- ◇「富津市大佐和地区地域包括支援センター」受託による高齢者福祉の充実を図ります。
- ◇「ふつつ後見支援センター」による法人後見事業の体制整備、成年後見制度利用促進法に基づく体制整備（中核機関等の設置）に向けて、行政と協議を継続してまいります。
- ◇「ちょっと困ったときのお助け隊」、「交通手段支援事業」を展開し、充実した支援ができるよう努めます。
- ◇ボランティア団体と連携し、声の広報紙を発行することで、視覚障がい者の社会参加を支援します。
- ◇富津市老人クラブ連合会事務局として、高齢者の生きがいづくりに取り組みます。

(3) ボランティア活動の推進

- ◇ボランティア活動の啓発・育成・ニーズの発掘を図ります。
- ◇ボランティア連絡協議会と連携し様々な活動の場におけるボランティアの育成を図ります。
- ◇災害時に備え、災害ボランティアセンターの設置や運営方法、各機関との連携強化を行います。
- ◇災害時にスムーズに災害ボランティアセンターを運営するための対応について行政と共通認識を図ります。
- ◇エコキャップ等の収集活動等を通じ、多種多様のボランティア活動とその意義について考えるきっかけづくりを支援します。

(4) 福祉教育の推進

- ◇学校における福祉教育だけでなく、一般市民を対象とした生涯学習としての福祉教育のあり方を模索し、各年齢層に応じた体験学習等を通じ福祉教育の啓発活動を通じて福祉の意識の高揚を図ります。
- ◇当事者や施設職員、家族等を巻き込んだ福祉教育のカリキュラムを考え地域住民の福祉に対する啓発活動を促進します。

(5) 相談・援助事業の強化

- ◇「総合相談」として、「福祉なんでも相談窓口」による福祉相談ワンストップを目指し、各関係機関と連携を図ります。また、弁護士による法律相談を実施します。
- ◇「富津市大佐和地区地域包括支援センター」受託による高齢者への総合相談・支援事業の推進を図ります。
- ◇「富津市生活困窮者自立相談支援事業」及び「富津市被保護者就労支援事業」受

託により生活困窮者への総合相談・支援事業の推進を図ります。

◇コミュニティソーシャルワーカーの研修参加及び配置を行い、地域の支援者や関係機関と連携し、相談者に寄り添って支援します。

◇富津市民生委員児童委員協議会事務局として、市民の相談に対し寄り添った支援を構築できるよう取り組みます。

(6) 生活困窮者への支援

◇生活困窮者に対し、福祉資金貸付に関する相談や家計の支援を行います。

また、フードバンクと連携し食料の支援を行います。

◇コロナ特例に関する貸付の償還開始に伴い、返済が困難な状況に陥る可能性がある生活困窮者に対する支援を千葉県社会福祉協議会と連携しながら迅速に対応できるよう努めます。また、長期にわたる滞納者に対し、戸別訪問等を行いながら状況の確認や償還の促し等を行い、債権管理を促進していきます。

◇「富津市生活困窮者自立相談支援事業」及び「富津市被保護者就労支援事業」受託により生活困窮者への支援を図ります。

富津市社会福祉協議会事業一覧表

★追加等項目

法人運営事業

組織運営するために必要な財源の確保と、適切な法人運営を行うために、執行機関・議決機関の会議を開催します。会費は4月に区長会を通して各世帯に依頼し、法人・企業につきましては郵送にて協力を依頼しております。令和6年度現在の加入率は71.5%です。今後も新規加入者の拡充に向けて広報啓発活動を行ってまいります。また、市補助金に関しては職員確保の点からも人件費補助の増額や事業の受託等について協議していきます。

事業名	事業内容
会費	会費（一般会費 600円 特別会費 1,200円） 市内の法人・企業（法人会費 10,000円）
寄付金	一般寄付金・特別寄付金
市補助金	人件費及び事業補助金
法人運営会議	理事会・評議員会・監査会・評議員選任解任委員会
★事業継続計画の検討	自然災害発生時・感染症発生時の危機管理体制の強化
★中長期経営計画の検討	全国社会福祉協議会の基本方針を参考に計画の検討

地域福祉事業

誰もが住み慣れた地域で安心して生活していくために富津市の地域特性に応じた事業を展開していきます。

本会として市内全域を対象とした事業のほかに、11地区の地区社会福祉協議会がそれぞれの地域に合った事業を展開しております。地域福祉の推進には、行政をはじめ地区社協、民間企業、ボランティア団体等関連機関との協働や、役割分担を明確にしながら事業展開をしていくことが重要となります。

他の団体や機関では賄うことが困難である事業をはじめ、福祉カーや福祉機器の貸出、電話訪問による安否確認等、一人ひとりのライフスタイルに合わせた支援ができるように取り組んでまいります。

事業名	事業内容等
福祉カー貸出事業	市民の皆様の通院や移動支援及び市内の福祉団体等の事業活動の福祉カー（フリード）を貸出
シルバーテレホン友愛サービス	ボランティアの協力のもと、月曜日から金曜日の午前 に、安否確認を目的とした電話訪問
車椅子貸出事業	市民の皆様に車椅子や歩行器の貸出（1か月500円、但し1週間以内であれば無料）
子育て支援事業	子ども食堂等への食料支援等の後方支援
地区社会福祉協議会事業	地区社会福祉協議会に対し、自主的な運営を円滑に行えるよう、補助金・委託費を助成し地域の実情に応じた事業に対する活動支援（後方支援） ★外部講師等による地域福祉の研修会の実施
ちょっと困ったときのお助け隊	職員が一人暮らし高齢者・高齢者世帯・障がい者世帯等 に対し、業者に依頼するほどではなく短時間で対応できる「ちょっとした」困りごとのお手伝い。（お一人様月1回まで、年12回程度）
災害見舞金・法外援護事業	・災害見舞金…火災や浸水被害等による全半壊世帯にお見舞金を交付 ・法外援護…所持金がない帰宅困難者に対し交通費（500円）を支給

日常生活自立支援事業

判断能力に不安のある皆様が自立した地域生活を送るため、福祉サービスの利用手続きの相談を受けたり、苦情解決制度の手続きのお手伝いや預貯金の出し入れの代行・大切な書類などを金融機関の貸金庫で預かりします。

この事業を支える生活支援員の増員を目指し、広報啓発に努めます。

事業名	内 容
日常生活自立支援事業 (千葉県社協委託事業)	高齢者や障がい者の方々が住み慣れた地域で安心して生活できるように、定期的に訪問し、福祉サービス利用のお手伝いや、日常的な金銭管理のお手伝い、重要書類等の保全のお手伝い(利用料 1回 1,500円 生活保護世帯は無料)

ふつつ成年後見支援センター事業

成年後見制度や日常生活自立支援事業の広報啓発・利用促進に向けて体制整備を推進します。また、富津市と連携・協力し、中核機関・市民後見人の育成等の為の基盤づくりを推進していきます。

事業名	内 容
ふつつ成年後見支援センター	・判断能力が低下している高齢者や障がい者等の権利を擁護する為、家庭裁判所から後見人を受任し、本人を支援 ・成年後見制度に関する相談や後見人の受任、制度の広報啓発活動 ・裁判所や関係機関と連携し、成年後見制度の利用促進を図る ★中核機関の受託に向けての体制整備(広報、相談、成年後見制度利用促進、後見人支援)

ボランティア活動促進事業

地域を支えるボランティア活動についてボランティア連絡協議会と協働しながら研修会や情報交流の場を計画し、ボランティアの育成や活動の支援を行います。

災害ボランティアセンターの役割を再確認し、行政と連携しながら災害ボランティアセンター立ち上げ訓練の準備や、災害時における各種の協定・契約の締結を推進していきます。

事業名	内 容
ボランティアセンター運営事業	各種情報の収集、連絡調整等を行いボランティア活動を支援
ボランティア活動促進事業	ボランティアの育成や活動中の事故に備えボランティア保険の加入促進等
ボランティア連絡協議会助成事業	ボランティア活動団体(個人)の連携や情報共有ができるようボランティア連絡協議会活動に対し助成金を支給し、広報誌の作成や研修等の支援
災害ボランティア	・災害に備えた資機材の準備やボランティアセンター設置のマニュアル調整、災害ボランティアの養成等 ・被災地に向かうボランティアのボランティア保険の加入窓口等を行い、活動がスムーズに行えるよう支援 ★災害ボランティアセンター運営支援システム「kintone」の実務研修の実施
エコキャップ収集	★令和7年3月末で回収事業者が終了。別の回収業者へ依頼する予定であるが、制約があるため令和7年度に今後の事業について検討
フードバンク	「フードバンクちば」との連携で生活困窮者への食料支援

共同募金配分事業

配分事業においては趣旨に沿った中で、広報啓発、相談事業及び地域福祉事業の展開を行います。

「歳末たすけあい募金」の配分では、福祉団体への活動助成費・高齢者や障がい者等への支援を実施します。また、配分方法については内容を確認しながら継続・見直しを行っていきます。

事業名	内 容
声の広報紙の発行	視覚障がい者を対象に音訳奉仕ボランティアによる県民だより、広報ふっつのCD作成と発送（県民だより…草笛の会 広報ふっつ…いさり火の会）
福祉教育	障がい者総合支援協議会と連携し、各学校の依頼により高齢者・障がい者の体験学習や福祉に関する講演の実施や小中学生のボランティア活動を支援及び体験キットの貸出
富津市社会福祉大会	市内関係者や市民の皆さんと「ふれあいと支えあいのある心豊かな社会」の実現を目指し、福祉団体のパネル展示や顕彰、記念講演を行い地域福祉の推進
福祉バザー	市内で活動している地区社会福祉協議会、ボランティア団体、福祉団体の財源確保や広報啓発
「福祉ふっつ」発行及びホームページの運営	社協事業を広く地域住民に周知する為に、社協だよりを年に2回各世帯に配布すると共に、ホームページに情報を掲載
総合相談事業	・専門職（弁護士）による無料法律相談を開催（月2回、第1・3金曜日） ・社協職員による福祉に関するなんでも窓口相談を開設
福祉緊急救助通報システム設置事業	一人暮らし高齢者を対象に緊急通報装置を設置し、安心した在宅生活が送れるよう支援。（設置費 10,000円）
歳末たすけあい配分事業	共同募金会事業である歳末たすけあい募金を財源とし、各種事業に配分し、地域福祉の推進 地区社会福祉協議会及び福祉団体への助成・歳末たすけあい物品の配布
給食サービス	ひとり暮らし高齢者宅への見守りとふれあいを目的として、地区社会福祉協議会に委託し給食サービスを実施（委託費は年4回分、それ以上の分については各地区社協の自主財源にて活動）
交通手段支援事業	非課税世帯で外出の為の手段のない高齢者を対象に、ボランティアの協力により買物・通院支援。介助はしない（1人 月に2回まで利用可能）

在宅ケアサービス事業

介護保険制度や障害者総合支援制度では対応しきれない訪問介護サービスを提供していましたが、協力会員の減少及び高齢化と現在のサービス内容や利用状況を踏まえ、事業を検討します。

事業名	内 容
在宅ケアサービス事業	高齢者・障がい者等で制度以外の訪問介護サービスを必要とされている方に対し、ヘルパーを派遣。（生活援助 1時間850円 身体介護 1時間1,050円 交通費 200円） ★協力会員の減少及び高齢化等により休止中

介護保険事業

居宅介護支援事業所として要支援者の相談支援を行うとともに、介護保険内外のサービスを含めたケアマネジメントを行い、要支援者の総合的な支援ができるように努めます。また、ケアマネジャーの確保・育成に向けて検討していきます。

事業名	内 容
居宅介護支援 審査会委員・訪問調査員	・介護保険法に基づき、ケアマネジャー業務を実施 ・介護保険認定審査会委員及び訪問調査員として認定審査や訪問調査

愛の募金事業

募金の趣旨を踏まえたうえで、委員会と今後の事業展開について検討していきます。

事業名	内 容
愛の募金	・地区社会福祉協議会の活動財源の確保の為市民及び各企業に協力を依頼し、集計作業終了後、各地区社協に配分する金額を決定 ・各年度における配分金額は前年度実績に基づいて配分

貸付金事業

千葉県社会福祉協議会と連携し、各種資金に関する貸付相談・申請支援を行います。

状況に応じた相談支援を行うためにも、各種研修や情報収集に積極的に参加し、相談者に寄り添った支援ができるように努めます。

事業名	内 容
生活福祉資金貸付事業 (千葉県社協委託事業)	・低所得者・障がい者・高齢者に対し、相談支援を行いながら各種資金の貸付を行い、経済的自立及び生活の安定を図れるように支援 ・コロナ特例資金貸付利用者の償還に関し、償還猶予手続き等における相談支援
社会福祉金庫貸付事業	当法人の単独貸付事業として、経済的支援の必要な方に福祉金庫資金の貸し付けを行い、生活の自立や安定を支援(緊急小口資金 10,000円 富津市社会福祉金庫資金 40,000円以内)

富津市委託事業

社会福祉協議会の理念を活かしながら、富津市と連携し地域住民の安心した生活を支援できるように努めます。

市内における様々なニーズを総合的に捉え、高齢・障がい・介護・生活困窮等に関する相談支援や、関係機関への繋ぎ、調整を行います。

各委託事業における専門職員の設置と研修を強化し、質の高いセンター機能を継続できるように努めます。

事業名	内 容
富津市大佐和地区地域包括支援センター事業	高齢者の総合的包括的支援を目的として、地域や多職種・介護支援専門員と連携しながら様々な介護予防事業の展開
富津市民生委員児童委員協議会運営事業	富津市民生委員児童委員協議会の事務局

老人クラブ運営事業	富津市老人クラブ連合会の事務局
富津市生活困窮者自立相談支援事業及び富津市被保護者就労支援事業	生活保護受給者及び生活保護に至っていない生活困窮者に対し、経済的自立のみならず日常生活や社会生活の自立など本人の状態に応じた自立を支援する。また生活困窮者等の早期把握や見守りのための地域ネットワークを構築し、包括的な支援を行う事業

千葉県共同募金会 富津市支会

事業名	内 容
赤い羽根募金・歳末たすけあい募金	赤い羽根募金・歳末たすけあい募金の周知や依頼、取りまとめ。また、集まった募金から災害時のお見舞金や各種事業に配分し地域福祉の推進

ふつつ後見支援センター事業計画

認知症や知的障がい・精神障がい等の理由で判断能力が不十分な方の「財産」や「権利」を保護し、いつまでも住み慣れた地域の中で自分らしく安心した生活を続けられるよう支援するため、以下の事業を展開します。

1 後見制度に関する相談 制度そのものに関する相談はもとより、後見人の仕事に関することや任意後見制度に関する内容の説明、申立書の書き方等、成年後見に関する総合相談の窓口の開設
2 法人後見人（補助人・保佐人含）の受任 (1) 後見人候補者がいない被後見人に対する法人後見人の受任 (2) 市長申立てによる被後見人に対する法人後見人の受任 (3) 後見人としての業務遂行・金銭管理・身上監護・諸契約の締結 (4) 後見監督人及び裁判所への定期報告書の提出
3 成年後見制度の普及啓発 (1) チラシ・ポスターの作成 (2) 地域・各関係団体への周知活動
4 各関係機関との連絡調整 (1) 成年後見制度利用促進法に伴う行政を含む関係機関との連携 (2) 市内のNPO 法人との協働 (3) 裁判所との連携 (4) 法人後見・市民後見を行っている団体（君津4市）との交流・情報共有
5 運営委員会の開催 (1) 運営委員の委嘱 (2) 受任時における検討及び現況報告 (3) 運営に関する協議
6 任意後見契約の締結 将来に備え、社協と本人の間で任意後見契約の締結
7 成年後見制度利用促進法に関する協議 中核機関設置に関する関係機関との協議
8 日常生活自立支援事業の相談・支援 (1) 福祉サービスの利用援助 (2) 財産管理 公共料金等の支払い支援や金融機関での払い出し、預入支援 (3) 財産保全 年金証書や不動産権利証等を金融機関の貸金庫にて保全 (4) 生活支援員の養成

富津市大佐和地区地域包括支援センター事業計画

高齢者が住み慣れた地域で安心して尊厳ある生活が続けられるよう、高齢者個々の状態の変化とニーズに応じて、介護予防対策、介護サービス等のサービスを切れ目なく継続して提供していくことにより、地域の高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業等を地域において、医療と連携しながら、一体的に実施する中核機関として事業を関係機関と情報共有しながら展開していきます。

1 介護予防・日常生活支援総合事業

(1) 介護予防ケアマネジメント

心身の状態等に応じて、対象者が自らの選択に基づき、訪問型サービスや通所サービス等の事業が提供されるよう必要な援助を行う。

(2) 一般介護予防事業

地域の実情に応じ収集した情報等を活用し、閉じこもりや運動器機能の低下等により何らかの支援を要する方を早期に把握し、地域住民主体の介護予防活動につなげる。

(3) 地域介護予防活動支援事業

地域住民主体の介護予防に資する地域活動組織の育成及び支援

2 包括的支援事業

(1) 総合相談事業

三職種（看護師、主任介護支援専門員、社会福祉士）によるチームアプローチにより在宅介護等に関する相談や要援護高齢者等の実態把握を行い、状況に応じて介護保険認定申請等の申請代行を行う。

介護保険制度等に該当しない方にも関係機関と連携を取りながら支援を行う。

(2) 権利擁護

- ・認知症高齢者等に対する成年後見制度の活用促進
- ・高齢者虐待への対応
- ・老人福祉施設等への措置の支援
- ・消費者被害の防止

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援

- ・地域の関係機関との連携を支援する包括的・継続的なケア体制の構築
- ・地域における介護支援専門員のネットワークの構築支援
- ・地域の介護支援専門員に対する支援
- ・居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員との連携

(4) 介護予防ケアマネジメント

心身の状況等に応じて、自らの選択に基づき、適切な事業が提供されるよう援助を行う。

(5) 地域ケア会議の開催

地域住民や福祉関係者等と連携して、高齢者が抱える課題等についての話し合いや情報交換等を行い、包括的・継続的な支援活動を行うための地域ケア会議を開催

(6) 在宅医療・介護連携推進事業

在宅医療と在宅介護を一体的に提供できるような体制の構築に努める。

(7) 生活支援体制整備事業

市が配置する生活支援コーディネーターと連携し、高齢者の支援ニーズの把握と、関係機関とのネットワークを構築し、日常生活上の支援体制の整備を図る。

(8) 認知症総合支援事業

市が設置する認知症初期集中支援チームや医療・介護・福祉等の関係機関等と連携し、認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制の整備を図る。

3 任意事業（認知症サポーター等養成事業）
・圏域内における学校等に認知症サポーター養成講座を実施 ・認知症の理解を深めるための普及啓発の推進
4 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築
地域における高齢者の自立した日常生活の支援、要介護状態等の予防等の事業を行う地域の保健医療・介護・福祉の関係者等との連携に努める。
5 指定介護予防支援事業
介護保険認定の要支援１・２の方に対する介護予防支援事業のケアマネジメント業務の実施

くらしと仕事の相談支援センター事業計画

生活に困窮している方の相談窓口として、また生活保護に至る前に早期の支援を行う「第2のセーフティーネット」として、就労や生活全般の支援および市役所から依頼を受けた被保護者の就労を支援するため以下の事業を展開します。

1 生活困窮者自立相談支援事業
(1) 自立相談支援事業 生活全般にわたる困りごとを、相談支援員が生活状況等をお伺いし、どのような支援が必要かを相談者と話し合い、具体的な支援プランを作成し、相談者に寄り添いながら自立に向けた支援を行う。 また、関係機関への同行支援や就労支援も行う。
(2) 住居確保給付金事業 離職や廃業または休業等により収入を得る機会が減少し、離職等と同程度の状況にある方で、住居を失った方、または失うおそれの高い方に、就職に向けた活動を行うことなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給しながら就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行う。
(3) 家計改善支援事業 家計状況の「見える化」と根本的な課題の把握を行い、相談者が自ら家計を管理できるように支援する。状況に応じた支援計画の作成や相談支援、関係機関へのつなぎ等を行い、生活再生をサポート
(4) 就労準備支援事業 生活リズムを整える支援や模擬面接や集団活動の経験を行う支援等を行う。 また、ハローワーク等を活用して就労できるよう、求人情報の提供や履歴書作成等の支援も行う。
2 被保護者就労支援事業
生活保護を受給している稼働可能な被保護者への就労相談を行い、必要な情報の提供及び助言、求職活動への同行支援を行うことで自立の促進を図る。
3 各関係機関との連絡調整
(1) 市役所関係各課、区長、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会、ハローワーク、各地域包括支援センター、学校関係、中核地域生活支援センター、市内外の企業や施設等と連携を図る。 (2) ハローワーク出張相談会を毎月1回程度行う。

4 支援調整会議

- (1) 委託元の市役所社会福祉課、必要に応じ連携する各関係機関等と、毎月1回程度の支援調整会議を開催し、相談者のプランの承認・共有・適切性を協議し、支援終結時には評価を実施

5 生活困窮者自立支援制度の普及啓発

- (1) 市役所関係各課窓口や地域包括支援センター等へパンフレットを設置
(2) 「福祉ふつつ」へ掲載し、全世帯へ配布
(3) 本会ホームページへ事業を掲載し、利用の促進を図る。
(4) 企業・施設等への訪問により当事業の周知や、雇用に関する情報共有を行う。

○令和7年度会議計画

会議名 開催月	理事会	評議員会	監査会	評議員選任・ 解任委員会	学識経験者 選考委員会
5月	30日(金) 事業報告・決算		26日(月) 事業報告・決算		
6月	18日(水)午後 会長・副会長の選定	18日(水)午前 新理事・監事の選任 事業報告・決算		9日(月) 新評議員の選任	2日(月) 学識経験者選考
8月	20日(水)				
10月	15日(水)				
12月	12日(金)				
2月	20日(金) 新年度事業について				
3月	18日(水) 新年度事業計画・予算	25日(水) 新年度事業計画・予算			

*会長・副会長会議 随時開催

*福祉バザー 令和7年10月18日(土) 富津市総合社会体育館